

●香川県告示第256号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和4年9月9日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 中土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 令和4年8月30日
- 3 指定道路の位置 丸亀市山北町字道上527番1の一部及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.50メートル及び6.20メートル
延長 49.91メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。